

議案第79号

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の年の所得による制限について適用し、平成29年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

平成29年11月24日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所得による制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)による<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市長が定める額以上であるとき。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(所得による制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)による<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市長が定める額以上であるとき。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p>

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定（同条第一項第四号イ③中「エネルギー消費効率（以下この条）の二」及び次条第二項）を加える部分を除く。及び附則第九十三条第一項から第三項までの規定。平成二十九年五月一日
- 二 第十二条中租税特別措置法第七十条の二の二の改正規定及び同法第七十条の二の三第七項の改正規定並びに附則第八十八条第六項の規定。平成二十九年六月一日
- 三 次に掲げる規定。平成二十九年十月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第五十七条第四項の改正規定並びに附則第八十八条の規定

ロ 第二条中法人税法第十二条の六を同条第十二条の五の二とし、同条第十二条の六の二を同条第十二条の五の三とし、同条第十二条の六の三を同条第十二条の六とし、同条の次に一号を加える改正規定、同条第十二条の六の四を同条第十二条の六の三とし、同条の次に一号を加える改正規定、同条第十二条の八の改正規定、同条第十二条の九の改正規定、同条第十二条の十一の改正規定、同条第十二条の十四の改正規定、同条第十二条の十八を同条第十二条の十九とする改正規定、同条第十二条の十七の改正規定、同条第十二条の十八とする改正規定、同条第十二条の十六の改正規定、同条第十二条の十七の二、同条の次に一号を加える改正規定、同法第三十四条第一項の改正規定（及び第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のものを）を「で業續運動給与に該当しないもの」に「並びに第三項」を「及び第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十三条第十一項及び第四十八条第十一項の改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第五十四条の二の改正規定、同法第五十七条第三項及び第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第六十一条の二第二項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定、同法第六十二条の九第一項の改正規定、同法第七十一条の二第一項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定、同法第六十二条の九第一項の改正規定、同法第七十一条の二第一項を加える改正規定、同法第八十一条の二第二項の改正規定、同法第八十一条の十九の二第一項を加える改正規定、同法第九十二条の二の改正規定並びに同法第九十二条の三に一項を加える改正規定並びに附則第十一條第二項、第十四條第二項、第十五條、第二十條、第二十四條、第二十七條及び第七十七條の規定

ハ 第三条中地方税法第二条第十号の二の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十九条第六項第三号の改正規定、同法第二十条第二項の改正規定並びに同法第二十七條第一項、第三十條、第三十五條及び第三十六條の改正規定並びに附則第三十條の規定

ニ 第四条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第三十一條第五項の規定

ホ 第五条中地価税法第三十二条第四項の改正規定

ハ 第六条中消費税法第四条第四項ただし書の改正規定

ト 第八条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定
チ 第十二条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第九條の九第一項の改正規定、同法第二十四条の三第一項の改正規定、同法第三十七條第一項の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、同法第三十七條の十二の二第二項の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第三十七條の十四の二の改正規定、同法第三十七條の十四の三第五項第六号の改正規定、同項第五十七條の十四の二の改正規定、同法第三十七條の十四の四第三項の改正規定、同項第五十七條の十四の五の改正規定、同法第三十七條の十四の四第三項の改正規定（前条第五項第五号）を「前条第六項第七号」に改める部分及び「同項第六号」を「同項第八号」に改める部分を除く。）、同法第四項第二号の改正規定、同法第五十二條の三第六項の改正規定、同法第六十一條の三第一項の改正規定、同法第六十四條の二第二十一項の改正規定、同法第六十五條

の七第十六項第一号口の改正規定、同項第二号の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の八第十一項の改正規定、同法第六十五條の十二第二項の改正規定、同法第六十八條の二の改正規定、同法第六十八條の二の三の改正規定、同法第六十八條の二の三の改正規定（適格株式交換）を「法人税法第二十二條の十七に規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の四十一條第六項の改正規定、同法第六十八條の六十五第一項の改正規定、同法第六十八條の七十一條第十二項の改正規定、同法第六十八條の七十八條第十六項第一号口の改正規定、同項第二号の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十九條第十二項の改正規定、同法第六十八條の八十三條第十三項の改正規定、同法第六十八條の九十九の二第三項の改正規定（「法人税法」を「同法」に「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の二第九項」に改める部分を除く。）、同法第八十五條第一項の改正規定（第八十七條の七）を「第八十七條の五」に改める部分に限る。）、同法第八十六條の三の改正規定、同法第八十七條の三及び第八十七條の四を削る改正規定、同法第八十七條の五第一項の改正規定（「平成二十九年三月三十一日まで」を削る部分を除く。）、同条を同法第八十七條の三とする改正規定、同法第八十七條の六第一項の改正規定、同条を同法第八十七條の四とする改正規定並びに同法第八十七條の七を同法第八十七條の五とし、同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第六十九條第三項、第七十二項及び第七十四項、第八十四條第三項、第七十二項及び第七十四項、第九十二條第一項及び第二項、第九十八條並びに第九十九條の規定

リ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項の改正規定、同法第十二条第二項の改正規定、同法第十九條第一項の改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十七條第一項の改正規定及び同法第二十八條第十二項の改正規定並びに附則第一百條及び第一百三條の規定

四 次に掲げる規定。平成三十年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九條第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定、同法第八十三條の二の改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第二百十條の改正規定、同法第二百二十二條第三項の改正規定、同法第二百三十三條第六條の改正規定、同法第二百三十三條第七項の改正規定、同法第二百三十三條第八項の改正規定、同法第二百三十三條第九項の改正規定、同法第二百三十三條第十項の改正規定、同法第二百三十三條第十一項の改正規定、同法第二百三十三條第十二項の改正規定、同法第二百三十三條第十三項の改正規定、同法第二百三十三條第十四項の改正規定、同法第二百三十三條第十五項の改正規定、同法第二百三十三條第十六項の改正規定、同法第二百三十三條第十七項の改正規定、同法第二百三十三條第十八項の改正規定、同法第二百三十三條第十九項の改正規定、同法第二百三十三條第二十項の改正規定、同法第二百三十三條第二十一項の改正規定、同法第二百三十三條第二十二項の改正規定、同法第二百三十三條第二十三項の改正規定、同法第二百三十三條第二十四項の改正規定、同法第二百三十三條第二十五項の改正規定、同法第二百三十三條第二十六項の改正規定、同法第二百三十三條第二十七項の改正規定、同法第二百三十三條第二十八項の改正規定、同法第二百三十三條第二十九項の改正規定、同法第二百三十三條第三十項の改正規定、同法第二百三十三條第三十一項の改正規定、同法第二百三十三條第三十二項の改正規定、同法第二百三十三條第三十三項の改正規定、同法第二百三十三條第三十四項の改正規定、同法第二百三十三條第三十五項の改正規定、同法第二百三十三條第三十六項の改正規定、同法第二百三十三條第三十七項の改正規定、同法第二百三十三條第三十八項の改正規定、同法第二百三十三條第三十九項の改正規定、同法第二百三十三條第四十項の改正規定、同法第二百三十三條第四十一項の改正規定、同法第二百三十三條第四十二項の改正規定、同法第二百三十三條第四十三項の改正規定、同法第二百三十三條第四十四項の改正規定、同法第二百三十三條第四十五項の改正規定、同法第二百三十三條第四十六項の改正規定、同法第二百三十三條第四十七項の改正規定、同法第二百三十三條第四十八項の改正規定、同法第二百三十三條第四十九項の改正規定、同法第二百三十三條第五十項の改正規定、同法第二百三十三條第五十一項の改正規定、同法第二百三十三條第五十二項の改正規定、同法第二百三十三條第五十三項の改正規定、同法第二百三十三條第五十四項の改正規定、同法第二百三十三條第五十五項の改正規定、同法第二百三十三條第五十六項の改正規定、同法第二百三十三條第五十七項の改正規定、同法第二百三十三條第五十八項の改正規定、同法第二百三十三條第五十九項の改正規定、同法第二百三十三條第六十項の改正規定、同法第二百三十三條第六十一項の改正規定、同法第二百三十三條第六十二項の改正規定、同法第二百三十三條第六十三項の改正規定、同法第二百三十三條第六十四項の改正規定、同法第二百三十三條第六十五項の改正規定、同法第二百三十三條第六十六項の改正規定、同法第二百三十三條第六十七項の改正規定、同法第二百三十三條第六十八項の改正規定、同法第二百三十三條第六十九項の改正規定、同法第二百三十三條第七十項の改正規定、同法第二百三十三條第七十一項の改正規定、同法第二百三十三條第七十二項の改正規定、同法第二百三十三條第七十三項の改正規定、同法第二百三十三條第七十四項の改正規定、同法第二百三十三條第七十五項の改正規定、同法第二百三十三條第七十六項の改正規定、同法第二百三十三條第七十七項の改正規定、同法第二百三十三條第七十八項の改正規定、同法第二百三十三條第七十九項の改正規定、同法第二百三十三條第八十項の改正規定、同法第二百三十三條第八十一項の改正規定、同法第二百三十三條第八十二項の改正規定、同法第二百三十三條第八十三項の改正規定、同法第二百三十三條第八十四項の改正規定、同法第二百三十三條第八十五項の改正規定、同法第二百三十三條第八十六項の改正規定、同法第二百三十三條第八十七項の改正規定、同法第二百三十三條第八十八項の改正規定、同法第二百三十三條第八十九項の改正規定、同法第二百三十三條第九十項の改正規定、同法第二百三十三條第九十一項の改正規定、同法第二百三十三條第九十二項の改正規定、同法第二百三十三條第九十三項の改正規定、同法第二百三十三條第九十四項の改正規定、同法第二百三十三條第九十五項の改正規定、同法第二百三十三條第九十六項の改正規定、同法第二百三十三條第九十七項の改正規定、同法第二百三十三條第九十八項の改正規定、同法第二百三十三條第九十九項の改正規定、同法第二百三十三條第一百項の改正規定

ハ 第二条中法人税法第三十九條第一項の改正規定

ニ 第八条中国税通則法第三十四條の二（見出しを含む。）の改正規定及び附則第四十條第一項の規定

ホ 第九条中国税徴収法第二条第七号の改正規定及び同法第三十三條（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第四十一條第一項の規定

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四第四項の改正規定
ロ 第四条中相続税法第五十九條第八項の改正規定
ハ 第七条中酒税法第三十二條第二号の改正規定、同条第三十三條第一項の改正規定（及び無申告加算税を除く。）、同法第三十七條の改正規定、同法第三十七條の二の改正規定（及び無申告加算税を除く。）、無申告加算税及び重加算税に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定及び同条第九項の改正規定（昭和三十七年法律第六十六号）を削る部分に限る。）、並びに附則第三十五條（第三項を除く。）、第二百三十一條第一項及び第二百三十七條の規定

参考

(抜 粋)

所得税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四号

所得税法等の一部を改正する等の法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三十三号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「ものを」を「もの(第三十三号の四において「青色事業専従者等」という)を」に改め、同項第三十三号の二を同項第三十三号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の四 源泉控除対象配偶者 居住者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が八十五万円以下である者をいう。

第二条 第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。

第七条 第一項第二号中「国外源泉所得」の下に「国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む。」を加える。

第十六条 第三項中「及びその居所地の所轄税務署長」を削り、同条第四項中「及びその事業場等の所在地の所轄税務署長」を削り、同条第五項中「及び住所」(第二項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所を有していない者については、居所地)以下この項において同じ。の所轄税務署長」を削り、「その住所」の下に「同項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所を有していない者については、居所地」を加え、同条第六項中「に係る所得税」を「の所得税」に改める。

第二十条 中「及び異動後の納税地の所轄税務署長」を削る。

第二十四条 第一項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「」によるもの」の下に「及び株式分配(同法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を「分割型分割によるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十五条 第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該法人の株式分配(法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する適格株式分配を除く。)第五十七号の四第一項中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に、「同条第十二号の十六」を「同条第十二号の十七」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「資産が交付されなかつたもの」を「資産が交付されなかつた株式交換」に改める。

第七十九条 第二項及び第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
第八十三条 第一項中「三十八万円」(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その居住者の第二項第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次条第一項において「合計所得金額」という)が九百万円以下である場合 三十八万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)

二 その居住者の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十六万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十二万円)

三 その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十三万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十六万円)

第八十三条の二 第二項中「他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの」を「第二項第一項第三十三号(定義)に規定する青色事業専従者等」に改め、「第二項第一項第三十号(定義)に規定するものを削り、(以下この項及び次項において「合計所得金額」という)が七十六万円未満」を「が百二十三万円以下」に改め、「該当しないもの」の下に「合計所得金額が千万円以下である当該居住者の配偶者に限る。」を加え、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 その居住者の合計所得金額が九百万円以下である場合 その居住者の配偶者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 合計所得金額が八十五万円以下である配偶者 三十八万円